

## 京都西山短期大学ガバナンス・コードに係る報告(令和5年度)

本学ガバナンス・コードの適合(遵守)状況点検を実施しましたので報告します(令和6年3月31日)

### 第1章 経営の安定性・継続性の確保

1. 経営と教学の連携・協力		適合状況	遵守できていない理由、今後の対応
(1)	1)建学の理念を明示し周知する	○	
	2)教育目的を明示し周知する	○	
(2)	1)学長を理事として選任する	○	
	2)組織・規則等を整備する	○	
2. 中期的な計画の策定と盛り込むべき内容		適合状況	遵守できていない理由、今後の対応
(1)	1)5年ごとに中期的な計画を策定する	○	
	2)進捗状況をチェックする組織を確立する	○	
	3)幅広く意見を集約できる体制を整える	○	
	4)取り組むべき内容を盛り込んでいる	○	
	5)目的・計画・進捗状況の記載と認証評価機関の評価結果をふまえた内容を記載している	○	
3. 危機管理を含めたコンプライアンスの在り方		適合状況	遵守できていない理由、今後の対応
(1)	1)法令、寄附行為、学則等が遵守される組織体制を整備する	○	
	2)教職員等が法令、寄附行為、学則等に触れ、理解する機会を設けている	○	
	3)公益通報の窓口の常時開設と通報者の保護体制を整備している	△	規程整備が遅れているが、取り組み中である
	4)ハラスメント等のに対する防止と諸規程及び体制を整備している	○	
4. 地域貢献		適合状況	遵守できていない理由、今後の対応
(1)	1)地域・社会の地方公共団体、企業、文化団体、在学生、保護者、同窓会、後援会、ステークホルダーと連携できる体制を整える	○	
	2)公開講座、生涯学習事業、正規授業の解放等を実施する	○	
	3)教職員及び学生が地域・社会に貢献できる体制を整備する	○	

### 第2章 自律的なガバナンス体制の確立

1. 理事会機能の充実		適合状況	遵守できていない理由、今後の対応
(1)	1)理事会の業務決定と理事の執行監督	○	
	2)理事会の適切な運営	○	
	3)理事会への適切な報告がなされるような配慮	○	
	4)各理事の役割	○	
	5)外部理事の意見を取り入れ多面的な経営判断ができる体制	○	
	6)理事の研修、情報提供の機会	○	
(2)	1)理事長の学園代表と業務総理	○	
	2)理事長の代理権限順位	○	
	3)理事の忠実な職務執行	○	
	4)理事の善管注意義務と賠償責任義務の理解	○	
	5)理事の利益相反への理解	○	
	1)寄附行為に定める理事数と欠員の場合における速やかな補充	○	
	2)理事の適切な選任	○	
	3)理事長の他の法人理事長の2以上兼務	○	

(3)	4)理事の他の法人理事、監事の4以上兼務していない	<input type="radio"/>	
	5)理事の配偶者、又は3親等以内の親族が1人を超えて役員に含まれていない	<input type="radio"/>	
	6)理事の解任について寄附行為に定めている	<input type="radio"/>	
	7)外部理事の2人以上の選任	<input type="radio"/>	
2. 監事機能の充実		適合状況	遵守できていない理由、今後の対応
(1)	1)業務執行状況の監査、監査報告書の作成と理事会評議員会へ提出	<input type="radio"/>	
	2)監事の善管注意義務と賠償責任義務の理解	<input type="radio"/>	
	3)理事の違法行為等差止請求権、理事会招集請求権等の権限の理解	<input type="radio"/>	
	4)監事の理事会出席と意見を述べること	<input type="radio"/>	
	5)監事の研修、情報提供の機会	<input type="radio"/>	
(2)	1)監事の選任については、評議員会の同意	<input type="radio"/>	
	2)監事2人以上	<input type="radio"/>	
	3)監事の他の法人理事、監事の4以上兼務していない	<input type="radio"/>	
	4)監事の配偶者、又は3親等以内の親族が1人を超えて役員に含まれていない	<input type="radio"/>	
	5)監事は本学園の理事、評議員、職員を兼務していない	<input type="radio"/>	
	6)監事の解任について寄附行為に定めている	<input type="radio"/>	
3. 評議員会機能の充実		適合状況	遵守できていない理由、今後の対応
(1)	1)①～⑨について、評議員会の意見を聴いている	<input type="radio"/>	
(2)	1)役員に意見を述べ役員から報告を徴することができることを寄附行為に明記し周知している	<input type="radio"/>	
	2)評議員の研修、情報提供の機会	<input type="radio"/>	
(3)	1)評議員の選任は①～③に掲げる者である	<input type="radio"/>	
	2)有識者の選出	<input type="radio"/>	
	3)評議員数は理事定数の2倍超、欠員が生じた場合の速やかな補充	<input type="radio"/>	
	4)評議員の解任については寄附行為に定めている	<input type="radio"/>	

### 第3章 教学ガバナンスの充実

1. 本学の役割の明確化と自己点検・評価の充実		適合状況	遵守できていない理由、今後の対応
(1)	1)学習成果の明示	<input type="radio"/>	
	2)3つのポリシーを明示し、周知している	<input type="radio"/>	
(2)	1)7年以内に1回の認証評価を受け、適格の評価を受けている	<input type="radio"/>	
	2)定期的な自己点検・評価を行っている	<input type="radio"/>	
	3)評価結果を踏まえた中期的な計画を策定	<input type="radio"/>	
2. 学長のリーダーシップと教員組織の充実		適合状況	遵守できていない理由、今後の対応
(1)	1)学長は、規程等に基づき選任	<input type="radio"/>	
	2)学長は、建学の理念、教育目標を理解し、大学運営に努めている	<input type="radio"/>	
(2)	1)学長、教授、准教授、他適切な運営体制としている	<input type="radio"/>	
	2)学長は、①～③について、意見を述べている	<input type="radio"/>	
3. 教職員の資質向上		適合状況	遵守できていない理由、今後の対応
(1)	1)FD規程を整備し、適切な実行	<input type="radio"/>	
	2)SD規程を整備し、適切な実行	<input type="radio"/>	
	3)教職員の協働による運営体制を整備	<input type="radio"/>	

#### 第4章 情報の公開と公表

1. 情報公開と発信		適合状況	遵守できていない理由、今後の対応
(1)	1)①～⑧を公開しています	○	
	2)①～⑧の法人事務局に備え置き、閲覧	○	
	3) 1)を公表	○	
	4)設立時の財産目録を備えている	△	調査中
(2)	1)①～⑨を公表しています	○	